

(第一類 第七号)

第二回國會議院 厚生委員會會議錄 第十八号

(六五三)

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

- 委員長 山崎 岩男君
- 委員 二郎君 理事中嶋 勝一君
- 理事 田中 松月君 理事山崎 道子君
- 理事 武田 キヨ君 大石 武一君
- 近藤 鶴代君 周東 英雄君
- 太田 典禮君 福田 昌子君
- 松谷天光君 師岡 榮一君
- 最上 英子君 野本 品吉君
- 松本 眞一君 榊原 亨君

出席政府委員

- 厚生事務次官 喜多橋治郎君
- 厚生事務官 久下 勝次君
- 厚生技官 三木 行治君
- 厚生技官 濱野規矩雄君
- 委員外の出席者
- 參議院議員 谷口彌三郎君
- 大藏事務官 大平 正芳君
- 專門調査員 川井 章知君

本日の會議に付した事件

- 國家公務員共済組合法案(内閣提出)(第一六〇号)
- 醫師法案(内閣提出)(第一六七号)
- 保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)(第一六八号)
- 齒科衛生士法案(内閣提出)(第一一九号)
- 齒科醫師法案(内閣提出)(第一七〇号)
- 医療法案(内閣提出)(第一七三号)
- 船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一七七号)

第一類第七号

厚生委員會會議錄

第十八号 昭和二十三年六月二十八日

理容師法の一部を改正する法律案

(榊原亨君外十名提出)(第九号) 優生保護法案(參議院提出、參議院送付)(參法第一号) 予防接種法案(内閣提出、參議院送付)(第一七四号)

○山崎委員長 ただいまより會議を開きます。

○有田委員 醫師法案を議題といたしまして討論に入るのであります。討論に入るに先立ちまして緊急質問の通告がありま

すので、これを許します。有田委員。○有田委員 醫師法案の第二十二條に「醫師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求めがあつた場合には、これを交付しなければならない」とい

ふ項目が設けられたのであります。しかもこの問題につきましては、これを醫師が履行しない場合におきましては、

五千元以下の罰金という罰則の項も設けてあるのであります。今度の新醫師法の第二十二條は、一つの大きな新しい行き方である。かように私は確信

するのであります。民主日本の医療の面におきまして、処方せんは患者の求めもそれによって交付しない場合において

は、五千元以下の罰金になるということは、國民のために非常にいい法律である。私は確信するものであります。しかしながら今日私どもの聞く範圍内においては、処方せん料が百円あるいは二百円というよう多額な料金をとられておる向きもあるやに聞いております。大体國民保險の方面では、三十

円が最高ということになつておると思ひますが、せひとも処方せんの價格を、経済的に非常に困つておられる國民大衆に迷惑のかからないように、大体三十円以下の処方せん料ということに、政府として最善の御努力が願ひたいと思つておられますが、政府の御所見を伺いたいと思ひます。

○喜多政府委員 ただいま有田委員の御説はごもつとも存じます。処方せん料につきましては、國民保險の場合には、大体三十円以内が厚生省としては妥當であると考えておりますが、ため

に、全國的に各都道府縣等に通牒を發せしめて、地方の醫師会とよく連絡協働せしめまして、十分行政面によつて徹底するような措置をとりたいと存じておる次第でありますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○有田委員 政府の御所見を承りました。まことに意を強くしたのであります。が、さらにこの第二十二條の、患者の求めによつて、処方せんを出さなければ罰金五千元になるといふ趣旨を全國的に、各都道府縣知事を通じて、醫師並びに國民大衆に徹底するように、政府の最善の御努力をお願いする次第であります。これにつきましてさらに

御答弁を頂戴いたしたいと存じます。○喜多政府委員 ただいま有田委員の御説の通りに行つたつもりでございます。

○山崎委員長 醫師法案を議題といたしまして討論に入ります。討論は通告順によりこれを許します。有田委員。

○有田委員 本体におきまして、この法案についてもつとわれは審議をして、國民大衆のためになる醫師法に

変えるべきだ。かように私どもは考えるのであります。國會がすでにあ

とわずかに迫つておられますし、十分な審議ができないために、完全な醫師法として確信をもつて送り出すことができないという点については、まことに遺憾に思つておるのであります。

この法案の足りない点は、第三國會において修正をいたしたいと考えるものであります。さらに第十九條の、診療に従事する醫師は、診察、治療の求めがあつた場合には、正當な事由がなければ、これを拒んではならないとい

ふ一項があるのであります。これは今までの旧醫師法でいいますと、罰金があつたのであります。今度の法律では罰金がなくなつた。これまた新しいいき方でありまして、醫師の人格を尊重した法律として、まことに當を得たものである。かように考えるのであります。かように考えるのであります。まず醫師のうちには、この運営を間違つて運営される向きがあるかも知れない。従つて先般來政府が再三再四委員會において答弁されました通り、正當な理由がなければ拒んではならないといふことに対する罰則はありませ

んが、行政処分をもつて醫師の免許証を取上げるといふような方法について、よく醫師を取締るといふ面について、十分なる方法をおとり願ひたい。かように考えるのであります。

さらに処方せんの問題につきましても、患者からやかましく言わなくとも、むしろ進んで醫師の方から処方せんを渡す。特にお金に困つておられる大衆につきましては、醫師の方で十分にそつとろいような心構えをもつていくべきである。かような指導を政府としていたすべきである。かように考えるのであります。

以上の考えをもちまして、民主自由党を代表いたしまして本案に賛成の意を表するものであります。

○山崎委員長 榊原委員。○榊原(亨)委員 討論の前に、先ほど政務次官の御答弁についてはごもつとごさいますが、なお多少の疑問を残す点がございますので、緊急質問をいたしてよろしくごさいませうか。

○山崎委員長 それでは榊原委員の緊急質問を許可いたします。

○榊原(亨)委員 先ほどの有田委員の御質問によつて、処方せん料は大体三十円以下をもつて現行においては至當とするということについて、政務次官のお答えはごもつとも存するのでござい

ますが、物價の変動が著しい時でございます。もう一つは私立にやつておられますところの醫師の医療費を算定するということについても、疑問がある時でございますので、將來におきまして、さいわいに社會保險の算定協議会というものが、公平な立場によつて医療費を定めることになつてお

りますので、その算定協議会によつて定められた処方せん料をもつて基準と

するといふことの下解でよろしうござい  
ますか、なお念のためにお聴きした  
いと存じます。

○事務政府委員 榊原委員の御質問に  
お答え申し上げます。先ほどの有田委  
員に對しまして私の答弁は、もちろ  
ん現在の情勢をもつてお話しを申し上  
げておる次第でありますから、現下の  
社会情勢から見まして、物價の高騰等  
がある場合におきまして、基本となる  
べき國民保險等の改革も、將來あり得  
るのではなからうかと思ひます。さよ  
うな場合には、もちろん社会保険診療  
報酬算定協議会において、十分御協議  
を願つたものによるべきであらうと私  
は当然考えます。さよう御了承願いま  
す。

○山崎委員長 榊原委員の討論を許し  
ます。

○榊原(事)委員 処方せんの問題につ  
きまして、いろいろ御議論があつたよ  
うでございますが、私どもの立場を  
この際につきり申し述べておきたいと  
思ふのでございます。

処方せん料と申しますのは、言いか  
えれば治療の一部分でございます。こ  
この治療の一部分を診察料の中に含め  
んとするがごとき考へは間違つた考へ  
と私は思ふのであります。たとえて申  
しますと、診察と治療は別でござい  
まして、診察料のほかは治療料をとる  
といふことは当然のことです。従つて  
治療の一部分であるところの処方  
せん料を、診察料の中に加味いたす  
といはしませんならば、処方せんを出  
さなくてもいい患者の場合にも、やは  
り処方せん料を含めた診察料を患者か  
らとらなければならぬといふ事象が起  
るのでございましてこの点につきまし

ては診察料の中に処方せん料を入れる  
という議論に、私どもは賛成すること  
ができないのであります。さらに医  
者が調劑いたしますところの薬の処方  
を公開することが、盛んに言われ  
ておるのであります。私どもはむしろ  
これに絶対反対でございまして、処  
方の内容といふものは、むしろ公開す  
べきものでなくて、これは患者に知ら  
せない方が、最も治療上有効だと思  
ふのでございます。但し処方せんを發行  
するといふことについては、全面的に  
賛成でございまして、私どもの立場か  
ら申しますと、むしろ厳封を施しま  
した処方せんを發行いたしました、そ  
の厳封いたしました処方せんについて  
は、藥劑師がこれを調劑する義務を負  
うといふことにいたしました。藥劑師  
によつてこれを調劑させるといふこと  
を理想と考へるのであります。従いま  
して患者がその処方の内容を知りまし  
ても、これは素人でございまして、こ  
の素人がその処方の内容を判断する  
といふことは、どういふべきでないこと  
でございます。万一処方の内容を批判す  
ることができるといたしますならば、  
それは何も医者にかかる必要はないの  
であらうと、患者自身が自分の病氣  
を治せばいいといふことになるのであ  
ります。その際その患者の家族あるい  
は附添につきまして、治療の方針ある  
いは治療の内容を説明するといふこと  
は、当然これは医者の義務でございま  
して、この法案にも明記するところ  
でございますから、患者に処方の内容を  
公開するといふことについては、私ど  
もは疑義をもつものであります。もし  
も不正な医者がございまして、いろ  
いろ調劑にあつて不正なことをする

といふふうな疑問があるならば、これ  
は醫師を信用しないことでありまし  
て、かかる信用しないような医者に  
かかりまして、病氣は当然治らないの  
であります。この点の議論は成り立  
たないと思ふのであります。醫師  
側といたしましては、決して醫藥分業  
に反対するものではないのでありま  
す。たとえて申しますと、多数の薬を  
買ひこみますために大なる資本が要  
る。これは当然のことでございます。一  
刻も早く私どもに醫藥分業に對して  
全面的に推進せられんことを望んで  
るのであります。それにつきまして  
は、藥劑師の方におきまして、藥局  
の整備、分布といふことをやつてい  
ただき、藥局においては医者が普通使  
う薬をこごとく整備されること、並び  
に藥劑師としては調劑の義務を負うこ  
とといふことが、この際必要なこと  
と思ふのであります。医者が調劑いた  
しました薬に對しても処方せんを出す  
ことはさほど煩雜ではないといふよう  
な御意見があつたのであります。こ  
れも、實際上処方せんを出す場合には、  
患者の姓名、年齢、用法、發行の年月  
日、有効期間、醫師の姓名、醫師の住  
所といふようなものを書くのでありま  
して、これはなかく煩雜なことでご  
ざいますから、私どもは、医者がみ  
ずから処方いたします薬に對しては、  
処方せんを出さないといふ現在の法律  
に賛成いたすものでございまして、上  
をもちまして原案に賛成するもので  
ございまして。

○山崎委員長 野本委員。  
○野本委員 醫師法の第二十二條に規  
定されております処方せんの問題につ  
きましては、私どもは、第三者的な立

場から、藥劑師の方の主張、医者の主  
張、これらの主張に對しまして虚心坦  
懷に耳を傾けてまいつたのでありま  
す。私どもは、藥劑師及び醫師の方  
が、自分の利益のためにその主張を  
つておるものだと考へておりません  
し、また考へたくありません。あくま  
でこれはどちらも日本における医療の  
向上充実、これによつて國民の幸福、  
國民の健康を保持しようとする熱意の  
現われであると了解いたしましたのであ  
ります。しかしながら、今までの論議  
を通しまして私に印象づけられました  
ことは、どうも藥劑師が醫師を信頼し  
ない、あるいは醫師が藥劑師を信頼し  
ない、かような突に不愉快な感じをも  
つております。もしも医者の処方しま  
す薬が、どのようなものをどのよう  
に処方されておるのかわからないとい  
うところに、いわゆる秘密治療とい  
ふような考へ方が行われるとしますな  
らば、これは私どもにとりましては実  
に遺憾であり迷惑であります。しかしな  
がら逆に、醫師の發行した処方せん  
を、たれが発見するかと、いふことにな  
りますと、ここにもまた一つの疑問が  
起つてくるのであります。結局すると  
ころ、私は、かようないろいろな主張  
が起つてくるということは、日本にお  
ける醫師、藥劑師の機能を遺憾なく  
發揮することのできる客観的な條件とい  
うものが充されておらないからだと思  
うのであります。政府といたしまして  
は、醫師、藥劑師が眞に國民健康確保  
のために、その聖なる機能を遺憾なく  
發揮し得るよう醫師の養成、藥劑師の  
分布、医薬品の製造、その配給等の行

政措置、あるいは行政的な指導の面  
において、かような対立が將來再び繰返  
されぬように措置されることを熱望  
してやみません。私どもは藥劑師を信  
頼します。醫師を信頼します。この信  
頼感の上に立つてのみわれわれの理想  
とする医療が行われるような各種の條  
件といふものをいかにして整備するか、  
いかにして具現していくか、ここに  
行政当局に對する大きな根本的な課題  
があるのだと思ふ。私は、厚生当局が  
よくな観点に立ちまして、將來全力を  
盡してこの問題の根本的解決をはかる  
ために御精進くださることを切望いた  
しまして、本案に國民協同党を代表し  
て賛意を表します。

○山崎委員長 討論は結局いたしましたし  
た。これより採決に入ります。本案を  
原案通り可決することに賛成の諸君の  
御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○山崎委員長 起立総員。よつて本案  
は原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 次に保健婦助産婦看護  
婦法案、齒科衛生士法案、齒科醫師法  
案、医療法案、國家公務員共済組合法  
案、予防接種法案を議題といたしま  
す。

ただいま議題いたしました各案に  
つきましては、討論に入るものでありま  
すが、別に討論の通告もございませ  
んで、討論を省略してただちに採決に  
入りたいと思ひますが、御異議ありま  
せんか。

○山崎委員長 御異議なしと認めま  
す。各案の採決に入ります。保健婦助  
産婦看護婦法案、齒科衛生士法案、齒

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山崎委員長 御異議なしと認めま  
す。各案の採決に入ります。保健婦助  
産婦看護婦法案、齒科衛生士法案、齒

○山崎委員長 御異議なしと認めま  
す。各案の採決に入ります。保健婦助  
産婦看護婦法案、齒科衛生士法案、齒

○山崎委員長 御異議なしと認めま  
す。各案の採決に入ります。保健婦助  
産婦看護婦法案、齒科衛生士法案、齒

科医師法案、医療法案、國家公務員共済組合法案、予防接種法案を原案通り可決することに賛成の諸君の御起立を望みます。

〔総員起立〕  
○山崎委員 起立総員。よつて本案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員 次に理容師法の一部を改正する法律案を議題といたしまして討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。山崎委員。

○山崎委員 此の法案におきまして、第四條の「指定委員会」とあるのを「指定協議会」と修正していただきたいと思ひます。原案第二十一條以下を削除し、新たに第二十一條以下を挿入して次の條文を挿入すること「学校教育法第四十七條に規定する者は、第二條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年六月三十日までは、都道府縣知事が行う理髮師又は美容師の試験に合格したときは免許を受けて理容師となることができる。前項の試験は従前の例により行ふものとする。」ここにこの條文を挿入いたしましたのは、今日完備した理容師の学校というものは、全國にあまりたくさんありませんから、その少い学校を卒業した者でなくては資格が得られないということになりますと、せつかく理容師にならうとしておる人々も、締め出しを食うものが少くないのであります。今日学校にはいつて勉強するためには、莫大な費用を要しますが、そういう費用を勤勞階級の徒弟にはとつては望むべくもない。従ひましてこの当分の間二本建てやつていきたくと思ひからであります。なおこの種の教育機関につきま

しては、また通信教育というよりなことも考えねばならないと思ひのであります。本法案が完全なものとは思ひませんが、いろいろ研究の上にさらに改むべきは改めまして、國民生活の向上に資し、また社会公衆の保健の上からも、万全を期するような法案につくりかえていきたいと思ひのであります。こういう意見を附け加えまして、本法案に賛成するものであります。

○山崎委員 討論は終局いたしました。採決にはいります。山崎委員より提案せられました各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。本修正案を可決いたしますことに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕  
○山崎委員 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。  
次に本修正案を除いた他の部分を原案通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○山崎委員 御異議なければさよう決定いたしました。これにも本案は修正議決いたしましたことになりす。

なお本日採決いたしました各案の報告書の作成は、委員長に御一任せられたいと存じます。御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○山崎委員 御異議なければさよう取計いたします。

○山崎委員 次に参議院提出の優生保護法案を議題といたします。質疑はこれを許します。田中委員。

○田中(松)委員 いろいろ場合どうなるのでしようか。たとえば両親ともに健康である、健康であるが、まあたい

がい子供というのは六人も七人もできた、もうあととはどうような場合は、本法案においてはどういふ扱いになるのございましょうか。法案を見ますと、病気があつたり、あるいは母体は危険を及ぼすような條件のものだけと限定されておられますが、事實上そういう病氣とかそのほかのものは例外であつて、ほんとうに両親ともに健康ではあるが、いわゆる子だくさんのために、というような面がたたくさんあるようですが、その扱いはどういふか、あいになつておるのでしようか。

○谷口彌三郎君 答えいたします。薄親ともに健康でございまして、そして子供がたたくさんにあるというのを、これは身体的の適應症として非常を考へたのでありますけれども、そういう場合には人工妊娠中絶というものは、現在では許されぬことになつております。しかし何人も生めばだんくんと母体の健康を害するだらう、いくら健康が弱つてくるだらうというやうな場合には、健康についてある医者が診断を受けまして、そうしてその医者の同意を得ましたならば、それを優生保護委員会——地区の優生保護委員会というものを各保健所に置く予定にしておりますが、そこで一應審査をして、そうして人工妊娠中絶を許すことになつております。あまりそのままの一人の医者が見て、すぐ許すというやうな場合を起しましたら、これはやはり人口問題にも關係してまいりますし、また國民の素質の低下ということも考えられますので、少しはそのところは取締つておるやうな次第であります。

○田中(松)委員 ただいまの御答弁を

含みをもつて聴けばよろしゅうございませうが、實際問題といたしまして、そういう場合に子供ができる、いわゆる容色が衰えるからというやうなことで、實際今まで金を持つておる階級においては何もすてにやつておる。ところがそういう場合は、金が何千円かかるとも何万円かかつても構わぬからやれるが、現実において必要である人たちは、こういう言葉を使つてはいけませんけれども、昔から貧乏の子だくさんとかいふやうなことを言つたり、貧乏種柿といふやうな言葉を使つたりしておりますが、實際どういふ方面で何とかしなければならぬというやうなところは、金などの制限を受けておる。ところがそういうものには含みをもつて何すればよろしゅうございませうけれども、含みがないとすると、必要のところには金がかかり、こういう法案があるなしにかかわらず、現実にはもうやられておる。ここでそういう人々を救ふやうな途を開いておくと、いわゆる表向きやれませうから、安い公定の金で手術が受けられるけれども、それが表向きふさがつておると、やみでやろうとすると、よつてい金が出せないので、たゞいまの御答弁がさういふ点で、たゞいまの御答弁がさういふ点で、含みの上なら結構でありますけれども、實際私どもが社会の事情をおおひ隠すことなく、赤裸々に眺めまして、その実情に即したやうな社会問題の上から考へて、こういう問題は善処しなければならぬと思ひます。もう一度それを含みをもつて解釈すれば結構ですけれども、含みというやうなくはないでは——今言うやうにこの提

案者のような含みをもつておればよいけれども、そういうことはおそろく提案者だけの含みであつて、實際それを扱つて関係者に、こういう点は含みをもつてというやうな通牒を發するわけにもいかず、表向き出た法文だけを眺めると、そういうものは該當しない、該當しないから金のたたくさんある者はできるけれども、金のない者はできない。こういうぐあいになるのですが、さういふ点十分御考慮の上とは思ひますけれども、念のために伺ひしておきたいと思ひます。

○谷口彌三郎君 ただいまの御言葉は、実に私も深くその点考へておるのであります。もつとも貧困を土台としての人工妊娠中絶というのは、現在のところ世界各國ともなないのでございませう。一昨年ノールウェー、スウェーデンの國會に出ましたけれども、それも貧困という條件はとつて、削られて、やはりその人の身体的適應症といふやうなことになつたのであります。しかし今伺ひにおきましては、さういふふうにやりたいと考へておるのであります。実はこの法案が出ますと、各地に優生結婚相談所というものを置きまして、その結婚相談所におきましては受胎調節をなるべく一般に指導させる。さうして人工妊娠中絶は少し困難なことがあるので、受胎調節から十分指導しても構いませんので、妊娠前に、あるいは妊娠する時期とか、さういふ時には妊娠せぬとかいふやうなことを一般の、殊に長屋方面とかいふやうな所まで出て行つて指導し、さうして困つた方にはできるだけ妊娠させないように指導したいというふうな思つておるのであります。なおただ

三

いまの下部組織の徹底というところに  
つきましては、これは私ども今後當局  
の方にもお願いいたしますし、なお医  
師会などにおきまして、できるだけ  
十分に趣旨を徹底させて、現在ほとん  
うに困つておる方、あるいは日本も今  
人口が非常に多過ぎて困つておるとい  
うような点を、ある点において十分考  
慮していくようにしたいと思つており  
ます。

○山崎委員長 本案に対する質疑はこ  
れをもつて打切りたいと存しますが、  
御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議なければ質疑を  
打切ります。

○山崎委員長 次に討論にはいりま  
す。有田君。

○有田委員 民主自由党を代表しまし  
て、本案に賛成の意を表するものであ  
ります。

本法案は優生上の見地から、不良な  
子供の出生を防止する、敗戦後の非常  
に混乱した日本の現状に最も即した法  
案である。かように確信するものであ  
ります。しかしながらその運営のよろ  
しきを得ない場合におきましては、道  
義類廃いたしております今日におきま  
して、非常な禍をかもすものでありま  
す。その運営は慎重にやらなければな  
らない、かように信するものでありま  
す。敗戦後経済的にも道義的にも非常  
に混乱いたしておりますけれども、わ  
れわれ日本人は日本人としての信念と  
誇りとをもつていかなければならな  
い。従つてこの法案の運営がわれわれ  
日本人の誇りを傷つけることのないよ  
うに、政府においてもまた國民におい

ても、十分に肝に銘じてやるべきであ  
る、かように信じます。この意見を具  
しまして本法案に賛成いたすものであ  
ります。

○山崎委員長 討論を終ります。  
次に採決にはいります。本案に賛成  
の諸君の御起立をお願いします。  
〔賛成者起立〕

○山崎委員長 起立総員、よつて本案  
は可決いたします。

なお議長に対する報告書の作成につ  
きましては、委員長に御一任していた  
だきたいと存するものでありますが、  
御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議なければさよう  
決定いたします。

○野本委員 船員保険法の一部を改正  
する法律案の審議に先だちまして私は  
次の事項を要求したいと思ひいま  
す。それは先ほど厚生当局と農林当局  
の列席の上での各種の質疑応答を通じ  
まして、私はどうしてもはつきりしな  
いものを感じたのであります。それは  
法案として国会に提案される以上、政  
府部内におきましては完全なる了解の  
もとにこの法案が提出されたものと考  
える。しかるどころ開議の内容につい  
ては発表はできないけれども、農林当  
局としては、この法案の大部分に反対  
であることを賛成することはできないとい  
うことを農林政務次官が答へられた。  
そうするとこの法案というものは、わ  
れわれから見ますと、政府部内におい  
て完全なる意見の一致を見ておらない  
というふうな印象を受けるのでありま  
す。従つてこの法案の審議に先だちま  
して、私は農林大臣と厚生大臣、なお  
本日農林省としては賛意を表すること

ができないと言われた大島政務次官の  
三名の御出席を願ひまして、この点を  
明確にして、しかる後に船員保険法の  
審議にはいりたいと考へます。

○山崎委員長 委員長から申し上げま  
す。野本委員の申出された申し上りま  
した。さよう取計いたします。

残余の日程は延期いたします。次会  
は明二十九日午前九時より開会いたし  
ます。本日はこれにて散会いたしま  
す。

午後零時十三分散会

〔参 照〕

醫師法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

医事制度に関する戦時の立法であ  
る國民医療法を改めて、終戦後の社  
会情勢に適應するような医師の身分  
及び業務に関する単行法を制定しよ  
うとするのが本案の目的である。即  
ち、医師の職分、免許、試験及び業  
務等については、概ね現行法の規定  
を踏襲しているが、改正の主なるも  
のとしては、医道審議会を設けて、  
免許の取消、停止等に関しその意見  
を聴くこと、医師といえども歯科医  
業を行つた場合には歯科免許を受けな  
ければならないこと及び医師の処方  
箋の交付に関する従来の規定に若干  
の修正を加えたこと等である。

二、議案の可決理由  
本法案は、医師の資質を向上  
し、國民医療の普及と公衆衛生の向  
上を図るため適切なものと認め、こ  
れを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費  
約三百万円  
右報告する。

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)  
に関する報告書

一、議案の目的及び要旨  
本法案は、國民医療法の委任によ  
つて、政令で規定されていた保健  
婦、助産婦及び看護婦に関する事項  
を國民医療法の廃止に伴い法律に規  
定するのが本法案の目的である。

従前の制度と異なる主なるものは、  
これら三医療関係者の素質向上を図  
るため、免許を受けることのできる  
ものの資格を相当程度高めたこと、  
助産婦は当然に甲種看護婦の業務を  
なすことができることとしたこと及  
び乙種看護婦は甲種看護婦に比して  
業務の内容を制限した点等である。

二、議案の可決理由  
本法案は、保健婦、助産婦及び看  
護婦の資質を向上し、國民の医療及  
び公衆衛生を向上させるため適切な  
ものと認め、これを可決すべきもの  
と議決した。

三、本案施行に要する経費  
約九十万円  
右報告する。

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

歯科医師法案(内閣提出)に関する報  
告書

うとするのが本法案の目的である。  
即ち、歯科医師の職分、免許、試験  
及び業務等については概ね現行法の  
規定を踏襲しているが、改正の主な  
るものとしては、免許の取消及び停  
止等に関しては医師法による医道審  
議会の意見を聴くこととし、又歯科  
医師の処方箋の交付に関する従来の  
規定に若干の修正を加えた点等であ  
る。

二、議案の可決理由  
本法案は、歯科医師の資格を向上  
し、國民医療の普及と公衆衛生の向  
上を図るため適切なものと認め、こ  
れを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費  
年額約三百三十五万円  
右報告する。

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

一、議案の目的及び要旨  
本法案は、わが國民に歯科疾患が  
多く、しかもその予防が充分に行わ  
れていない弊を除くため、歯科疾患  
の予防処置を業とする者として歯科  
衛生士制度を設けることが目的であ  
り、その内容は歯科衛生士の免許、  
試験及び業務等について規定してい  
る。

二、議案の可決理由  
本法案は、歯科疾患を予防し、も  
つて公衆衛生の向上を図るため適当  
なものとして認め、これを可決すべき  
ものと議決した。

右報告する。  
昭和二十三年六月二十八日

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

医療法案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨

本法案の目的は、医療制度に関する戦時立法である國民医療法を改正して、医療の普及及びその適正化を図るため、病院その他の医療機関に関する單行法を制定することにある。その内容の主なるものは概ね次の通りである。

(一) 病院の規格を引き上げ、患者二十人以上の收容施設を有するものとし、その設備等に関しても相当高度の基準を設けたこと。

(二) 診療所、助産所の收容人員について一定の制限を設けたこと。

(三) 患者百人以上を收容し、且つ一定設備あるものについて、新たに綜合病院の制度を設けたこと。

(四) 従来すべて許可制度によつていた病院、診療所を医師及び歯科医師が開設する場合は届出制度とし、その他の場合に限り許可制度としたこと。

(五) 厚生省及び都道府縣に医療機関整備審議会を設けて、医療機関の全般的整備計画につき調査審議に当らせること。

二、議案の可決理由

本法案は、医療機関の整備普及を図り、もつて國民の医療及び公衆衛生の向上を図るため適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

年額約十四万九千円  
右報告する。

第一類第七号 厚生委員会議録

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

國家公務員共済組合法案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨

現行の政府職員共済組合令は、明治二十二年法律第七十二号により暫定的に法律と同格の効力を認められているが、近くその期限が満了するので、新たに共済組合の組織活動等を規律統一しようとするのが本法案の目的である。その内容の主なるものは次の通りである。

(一) 共済組合を法人として権利義務の帰属を明確ならしめたこと。

(二) 組合の民主的運営を図るため運営審議会を設け、給付の決定、掛金徴収等につき異議ある組合員の苦情を処理するため、共済組合審議会を設けたこと。

(三) 組合の給付の種類、額等を統一し、健康保険法及び厚生年金保険法の改正と実質的に権衡を図り、新たに休業手当金を設けたこと。

二、議案の可決理由

本法案は、共済組合に関する基準法令を統一整備するとともに、一般社会保険法令とも権衡をとり、給付の内容充実を図つたもので、その内容も適当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

交付金特別会計 約十七億八千六十万円  
一般会計 約二億九千四百五十八万円  
右報告する。

第十八号 昭和二十三年六月二十八日

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

予防接種法案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨

痘、ジフテリア、百日せき、腸チフス、パラチフス、結核、発疹チフス、コレラ、ペスト、しやう紅熱、ウイルス病及びインフルエンザの予防接種を施行し、これらの傳染性疾病の発生及びまん延を予防し、もつて公衆衛生の増進及び向上を図るうとするのが本法案の目的である。その内容は予防接種を行うことを市町村長の義務とし、臨時予防接種の実施、証明書交付及び台帳の作製等について規定している。

二、議案の可決理由

終戦後の傳染病の発生事情並びにこれが対策等に鑑み、この種予防接種の勵行を図ることは極めて時宜に可決すべきものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約一億二千九百万円  
右報告する。

昭和二十三年六月二十八日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

優生保護法案(參議院提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨

戦時國策の一立法たる現行國民優生法が既に社会の現情勢に適應しなくなつたため、國民素質の向上策にづいでも新たな発足をする必要があり、悪質な素質の遺傳による國民資

質の低下を防止するとともに、進んで母性の生命、健康保護の見地から優生手術の対象範圍を拡張し、又ある程度の人工妊娠中絶を認めようとするのが本法案の目的である。その内容の主なるものは次の通りである。

(一) 悪質疾病の遺傳防止と母性保護の立場から一定範圍のものは任意に断種手術が受けられる。

(二) 強度の遺傳性精神病その他悪質遺傳者の子孫の出生を防止するため強制断種手術を認めたこと。

(三) 悪質疾病を有するものが妊娠し、又は妊娠分娩により母体の生命を危険に陥らしめる虞のある場合、その他やむを得ない事情あるときは妊娠中絶を認めたこと。

(四) 中央、地方、地区の三種の優生保護委員会を設けて、それぞれ訴願の審査、強制断種手術の判定及び人工妊娠中絶手術の適否の決定に当らしめたこと。

(五) 各府縣に優生結婚相談所を設け、優生問題に関する指導機關としたこと。

二、議案の可決理由

現行國民優生法は施行の实情と戦後の変貌した社会的環境を考慮するときは、悪質遺傳の徹底的防止のためには更に強制手段採用の必要があり、又ある程度の妊娠中絶を許すことは母性保護の見地より望ましく、優生相談所による指導と相まつて、國民素質の向上に資する上において適切なものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

右報告する。

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡駒吉殿

理容師法の一部を改正する法律案(藤原亨君外十名提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨

現行理容師法によれば、理容師免許を得る資格としては、厚生大臣指定の養成施設において修業した者と、試験合格者との二本立であるが、從來弊害の伴い勝ちな試験制度を廃止しようとするのが本法案の目的であり、その内容は、理容師免許を受けようとする者は、厚生大臣指定の理容師養成施設で一年以上修業した後更に一年の実地修業を経ることとし、厚生大臣が養成施設を指定する場合の諮問機關として理容師養成施設指定委員会を設けている。

なお、従来の試験制度は、六・三制の学校制度が完備されるまでの期間について、経過的にこれを認めている。

二、議案の修正議決理由

本法案は、理容師免許を得る資格を厚生大臣指定の養成施設卒業者のみに認めようとするもので、その内容は概ね妥當と認められるが、

(一) 最近の立法の例により「委員会」を「協議会」に改めること。

(二) 厚生大臣指定の養成施設の普及状況に鑑み、学校教育法第四十七條に規定する者に対して、昭和二十八年六月三十日まで従来の試験制度を認めること。

(三) 従前から理容師になる目的で徒弟見習中の者及び都道府縣知事の指定した理容師養成施設に現に在学している者に対する特別を規

定する。

定した附則第二十一條及び第二十二條は、政府提出の理容師法特例案と重複するからこれを削除すること。等を適当と認め、別紙の通り修正議決した。  
右報告する。

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長 松岡駒吉殿

理容師法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條 厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理髪師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、協議会理容師養成施設指定委員会に諮問しなければならない。な

前項の理容師養成施設指定委員協議会会に関する規定は、省令で、これを定める。

附則

第二十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二十一條 学校教育法第四十七條に規定する者は、第二條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年六月三十日までは、都道府県知事が行う理髪師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師になることができる。  
前項の試験は、従前の例により行うものとする。

第二十一條 昭和二十三年一月一日

において現に、都道府県知事が従前の命令の規定により認可し又は指定した理容師の養成施設において修業中であつた者は、理容師法

(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二條又は第三條の規定にかかわらず、その養成施設の定める教育課程を修了したときは、都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。

第二十二條 昭和二十三年一月一日

において現に、理容師になる目的で、理容所において理髪業又は美容業の補助的業務に従事していた者又は理容師の養成施設において修業中であつた者は、昭和二十五年六月三十日までに理髪師試験又は美容師試験に合格したときは都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。  
前項の試験は、従前の例により行うものとする。